

佐賀県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月十日から平成二十二年十月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		
	区 間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 中原三瀬線	神崎市脊振町服巻字田中八一 九番一地先から 神崎市脊振町服巻字八面七一 八番一地先まで	前  一・五 三・六	三五八・九
	神崎市脊振町服巻字田中八一 七番二地先から 神崎市脊振町服巻字八面七二 六番三地先まで	後  一・五 三・二 五・三	一〇四・七  三三四・三